

消費税法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(消費税法施行規則の一部改正)

第一条 消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

(輸出取引等の証明)

第五条 法第七条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。))について残余財産が確定した場合には一月とする。第三項において同じ。)を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(第一号イにおいて「事務所等」という。)の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

一 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け(船舶及び航空機の貸付けを除く。)である場合(次号に掲げる場合を除く。)
当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条(輸出又は輸入の許可)に規定する輸出の許可をいう。)
若しくは積込みの承認(同法第二十三条第二項(船用品又は機用品の積込み等)の規定により同項に規定する船舶又は航空機(本邦の船舶又は航空機を除く。))に当該資産を積み込むことについての同項の承認をいう。)があつたことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、次に掲げる事項が記載されたもの

イ 当該資産を輸出した事業者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地(以下この項において「住所等」という。)
ロ 二 省略

(輸出取引等の証明)

第五条 法第七条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。))について残余財産が確定した場合には一月とする。第三項において同じ。)を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この項において「事務所等」という。)の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

一 同上

イ 当該資産を輸出した事業者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地(以下この条において「住所等」という。)
ロ 二 同上

二 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物（関税法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。以下この号において同じ。）として当該資産を輸出した場合、次に掲げる郵便物の種類の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 万国郵便条約第一条に規定する小包郵便物又はEMS郵便物（イにおいて「小包郵便物等」という。） 日本郵便株式会社から交付を受けた当該小包郵便物等の引受けを証する書類及び当該小包郵便物等に貼り付け、又は添付した書類（前号イ及びハに掲げる事項、当該小包郵便物等の受取人の氏名又は名称及び住所等並びに日本郵便株式会社による当該小包郵便物等の引受けの年月日が記載されているものに限る。）の写し

ロ 万国郵便条約第一条に規定する通常郵便物 日本郵便株式会社から交付を受けた当該通常郵便物の引受けを証する書類で前号ハに掲げる記載事項に係る追記をしたもの

三・四 省 略

2・3 省 略

（免税購入されたことを証する書類又は電磁的記録の記載事項等）

第六条 省 略

2・4 省 略

5 令第十八条第二項第六号に規定する財務省令で定める書類は、同号に規定する運送契約に係る契約書の写しであつて、次に掲げる事項が整然と、かつ、明瞭に記載された書類とする。

一～四 省 略

五 当該運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者（令第十八条第二項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。第七項第五号、第七条の二第二項及び第八条第三項において同じ。）の氏名又は名称及び納税地

二 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物（関税法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。以下この号において同じ。）として当該資産を輸出した場合、当該輸出した事業者が前号ロ及びハに掲げる事項並びに当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等を記載した帳簿又は当該郵便物の受取人から交付を受けた物品受領書その他の書類で同号イ及びハに掲げる事項並びに当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等並びに当該郵便物の受取りの年月日が記載されているもの

三・四 同 上

2・3 同 上

（免税購入されたことを証する書類又は電磁的記録の記載事項等）

第六条 同 上

2・4 同 上

5 同 上

一～四 同 上

五 当該運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者（令第十八条第二項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者をいう。第七項第五号、第七条の二及び第八条第三項において同じ。）の氏名又は名称及び納税地

6 前三項の規定により記載することとされている事項の全部又は一部が記載されている明細書等（基地内輸出品販売場を経営する事業者が、令第十八条第二項第四号から第六号までに定める方法により免税対象物品を購入する者に対し、当該購入されるものの譲渡につき交付する領収書の写しその他これに類する書類で当該事業者の氏名又は名称が記載されたものをいう。）を前三項に規定する書類に貼り付けた場合には、これらの規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の当該書類への記載を省略することができる。

7 省略

第七条 省 略
（輸出品販売場における購入者誓約書等の保存等）

2 令第十八条第四項の規定により電磁的記録の提供を受け、同条第六項の規定により購入記録情報を提供し、又は令第十八条の四第一項後段の規定により購入記録情報の提供を受けた輸出品販売場を経営する事業者は、当該電磁的記録又はこれらの購入記録情報を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3 省略

（国際第二種貨物利用運送事業者による書類の保存等）

第七条の二 令第十八条第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同条第二項第三号に規定する運送契約に係る契約書又は同項第六号に規定する運送契約に係る契約書で第六条第五項各号に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類とする。この場合において、当該運送契約に係る同項に規定する書類につき同条第六項の規定により当該事項の全部又は一部の記載が省略されているときは、当該事項に係る同項に規定する明細書等を当該契約書に貼り付けることにより、当該事項の記載を省略することができる。

6 前三項の規定により記載することとされている事項の全部又は一部が記載されている明細書等（基地内輸出品販売場を経営する事業者が、令第十八条第二項第四号から第六号までに定める方法により免税対象物品を購入する者に対し、当該購入されるものの譲渡につき交付する領収書の写しその他これに類する書類で当該事業者の氏名又は名称が記載されたものをいう。）を前三項に規定する書類に貼り付け、かつ、当該明細書等と当該書類との間に当該事業者が割印した場合には、前三項の規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の当該書類への記載を省略することができる。

7 同上

第七条 同 上
（輸出品販売場における購入者誓約書等の保存等）

2 令第十八条第四項の規定により電磁的記録の提供を受け、同条第六項の規定により購入記録情報を提供し、又は令第十八条の四第一項後段の規定により購入記録情報の提供を受けた輸出品販売場を経営する事業者は、当該電磁的記録又はこれらの購入記録情報を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3 同上

（国際第二種貨物利用運送事業者による書類の保存等）

第七条の二 令第十八条第十一項に規定する財務省令で定める書類は、同条第二項第三号に規定する運送契約に係る契約書又は同項第六号に規定する運送契約に係る契約書で第六条第五項各号に掲げる事項を整然と、かつ、明瞭に記載した書類とする。この場合において、当該運送契約に係る同項に規定する書類につき同条第六項の規定により当該事項の全部又は一部の記載が省略されているときは、当該事項に係る同項に規定する明細書等を当該契約書に貼り付け、かつ、当該明細書等と当該契約書との間に国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）が割印することにより、当該事項の記載を省略することができる。

2 省 略

(承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存)

第十条の六 省 略

2 前項の規定により購入記録情報を保存する承認送信事業者は、当該購入記録情報を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3 省 略

(課税売上割合に準ずる割合に係る承認申請書の記載事項等)

第十五条 令第四十七条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 法第三十条第三項の規定の適用を受けようとする最初の課税期間の

初日及び末日の年月日

四 省 略

2 省 略

(本人確認書類の範囲等)

第十五条の四 法第三十条第十一項に規定する財務省令で定めるものは、

次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類(その者から提供を受けた当該書類に係る電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。)を含み、その者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載又は記録のあるものに限る。)とする。

一 国内に住所を有する個人 当該個人の次に掲げるいずれかの書類

イ ト 省 略

チ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国

管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項(特別永住者証明書の交付)に規定する特別永住者証明書で、その課税

2 同 上

(承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存)

第十条の六 同 上

2 前項の規定により購入記録情報を保存する承認送信事業者は、当該購入記録情報を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3 同 上

(課税売上割合に準ずる割合に係る承認申請書の記載事項等)

第十五条 同 上

一・二 同 上

三 同 上

四 同 上

2 同 上

(本人確認書類の範囲等)

第十五条の四 同 上

一 同 上
イ ト 同 上
チ 出入国管理及び難民認定法第十九条の三(中長期在留者)に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)

仕入れの日において有効なものの写し

リ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書若しくは社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）の領収証書（領収日付又は発行年月日の記載のあるもので、その日がその課税仕入れの日前一年以内のものに限る。）又はこれらの書類の写し

又 省 略

二 国内に住所を有しない個人 当該個人の前号ハから又まで、チ又はリに掲げるいずれかの書類

三 省 略

2 省 略

3 令第五十条第二項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

4 省 略

（非課税資産の輸出等を行った場合の証明）

第十六条 省 略

2 法第三十一条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同項に規定する資産の輸出をした事業者が、当該資産の輸出につき第五条第一項第一号に定める書類（関税法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物として当該資産を輸出した場合には、第五条第一項第二号に定める書類）を整理し、当該資産の輸出をした日の属する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存することにより証明がされたときとする。

3 省 略

（電子情報処理組織による申告の特例）

第二十三条の四 法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電

第七条第一項（特別永住者証明書の交付）に規定する特別永住者証明書で、その課税仕入れの日において有効なものの写し

リ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書若しくは社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日がその課税仕入れの日前一年以内のものに限る。）又はこれらの書類の写し

又 同 上

二 国内に住所を有しない個人 当該個人の前号ハから又までに掲げるいずれかの書類

三 省 略

2 同 上

3 令第五十条第二項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

4 同 上

（非課税資産の輸出等を行った場合の証明）

第十六条 同 上

2 法第三十一条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同項に規定する資産の輸出をした事業者が、当該資産の輸出につき第五条第一項第一号に定める書類（関税法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物として当該資産を輸出した場合には、第五条第一項第二号に定める帳簿又は書類）を整理し、当該資産の輸出をした日の属する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存することにより証明がされたときとする。

3 同 上

（電子情報処理組織による申告の特例）

第二十三条の四 法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電

子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条において同じ。）を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで（事前届出等）の規定の例による。

2 省 略

3 法第四十六条の二第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 省 略

二 添付書類記載事項 次に掲げる方法

イ 省 略

ロ 当該添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第七号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五條第二項各号（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）を電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）。

4・5 省 略

6 法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該事業者は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六條（第四号に係る部分を除く。）（申請等において氏名等を明らかにする措置）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

7 省 略

子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条において同じ。）を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条（事前届出等）の規定の例による。

2 同 上

3 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 当該添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第七号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五條第二項第二号イ及びロ（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）を電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）。

4・5 同 上

6 法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該事業者は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六條（申請等において氏名等を明らかにする措置）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

7 同 上

(電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の適用)

第二十七条の二 令第七十一条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる電磁的記録のうち、第七条第三項、第十条の六第三項又は第十五条の四第四項の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法第五十九条の二第一項の規定は、適用しない。

(電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の適用がある場合における賦課決定通知書の記載事項)

第二十七条の三 法第五十九条の二第一項の規定の適用がある場合における重加算税に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十二条第三項(賦課決定)に規定する賦課決定通知書には、当該重加算税について法第五十九条の二第一項の規定の適用がある旨を付記するものとする。

(消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 消費税法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十年財務省令第十八号)の一部を次のように改正する。

(消費税法施行規則の一部改正)

第一条 消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二の次に次の三条を加える。

(古物に準ずるものの範囲)

第十五条の三 令第四十九条第一項第一号ハ(1)に規定する財務省令で定めるものは、同号ハ(1)に規定する事業者が、古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二条第二項(定義)に規定する古物営業と同等の取引方法により買い受ける同条第一項に規定する古物に準ずる物品及び証券(当該事業者に譲渡する者(適格請求書発行事業者を除く。))が使用、鑑賞その他の目的で譲り受けたものに限る。)とする。

(請求書等の交付又は提供を受けることが困難な課税仕入れ)

第十五条の四 令第四十九条第一項第一号ニに規定する財務省令で定める課税仕入れは、次に掲げる課税仕入れとする。

一 他の者から受けた第二十六条の六各号に掲げる課税資産の譲渡等に係る課税仕入れ

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十五号(定義)

に規定する役員又は使用人(以下この号及び次号において「使用人等」という。)が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族(以下この号において「退職者等」という。)がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるために事業者がその使用人等又はその退職者等に対して支給する金品で、その旅行について通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

三 事業者がその使用人等で通勤する者(以下この号において「通勤者」という。)に対して支給する所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九条第一項第五号(非課税所得)に規定する通勤手当のう

(消費税法施行規則の一部改正)

第一条 同上

第十五条の二の次に次の三条を加える。

(古物に準ずるものの範囲)

第十五条の三 令第四十九条第一項第一号ハ(1)に規定する財務省令で定めるものは、同号ハ(1)に規定する事業者が、古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二条第二項(定義)に規定する古物営業と同等の取引方法により買い受ける同条第一項に規定する古物に準ずる物品及び証券(当該事業者に譲渡する者(適格請求書発行事業者を除く。))が使用、鑑賞その他の目的で譲り受けたものに限る。)とする。

(請求書等の交付又は提供を受けることが困難な課税仕入れ)

第十五条の四 令第四十九条第一項第一号ニに規定する財務省令で定める課税仕入れは、次に掲げる課税仕入れとする。

一 他の者から受けた第二十六条の六各号に掲げる課税資産の譲渡等に係る課税仕入れ

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十五号(定義)

に規定する役員又は使用人(以下この号及び次号において「使用人等」という。)が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族(以下この号において「退職者等」という。)がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるために事業者がその使用人等又はその退職者等に対して支給する金品で、その旅行について通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

三 事業者がその使用人等で通勤する者(以下この号において「通勤者」という。)に対して支給する所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九条第一項第五号(非課税所得)に規定する通勤手当のう

ち、通勤者につき通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

(適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合等の保存方法)

第十五条の五 令第五十条第一項及び第二項に規定する財務省令で定める方法は、これらの規定に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存する方法とする。

2 令第五十条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、これらの規定により同条第一項及び第二項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り)を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、これらの規定により保存すべき場所に、これらの規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

第二十六条の次に次の八条を加える。

(適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項等)

第二十六条の二 法第五十七条の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。)(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限り。以下この条において同じ。)、納税地(納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この号において「住所等」という。))とが異なる場合には、納税地及び住所等(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限り。以下この号において同じ。))及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二 申請者が特定国外事業者(法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者をいう。次号において同じ。))である場合には

ち、通勤者につき通常必要であると認められる部分に係る課税仕入れ

(適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合等の保存方法)

第十五条の五 令第五十条第一項及び第二項に規定する財務省令で定める方法は、これらの規定に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存する方法とする。

2 令第五十条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、これらの規定により同条第一項及び第二項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り)を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、これらの規定により保存すべき場所に、これらの規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

第二十六条の次に次の八条を加える。

(適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項等)

第二十六条の二 法第五十七条の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。)(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限り。以下この条において同じ。)、納税地(納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この号において「住所等」という。))とが異なる場合には、納税地及び住所等(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限り。以下この号において同じ。))及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二 申請者が特定国外事業者(法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者をいう。次号において同じ。))である場合には

、その旨並びに税務代理人（同項第二号イに規定する税務代理人をいう。次条第一号において同じ。）の氏名又は名称並びに事務所の名称及び所在地

三 申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（第二十六条の七第一項及び第二十六条の九において「事務所等」という。）の所在地

四 その他参考となるべき事項

2 法第五十七条の二第八項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号（法第五十七条の二第四項の登録番号をいう。以下この条及び第二十六条の九第一項第三号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号）

二 変更の内容

三 その他参考となるべき事項

3 法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号）

二 法第五十七条の二第一項の登録の取消しを求める旨

三 その他参考となるべき事項

4 法第五十七条の三第一項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

二 死亡した個人事業者の氏名、納税地及び登録番号

三 当該個人事業者が死亡した年月日

四 その他参考となるべき事項

（特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類）

第二十六条の三 令第七十条の三に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

、その旨並びに税務代理人（同項第二号イに規定する税務代理人をいう。次条第一号において同じ。）の氏名又は名称並びに事務所の名称及び所在地

三 申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（第二十六条の七第一項及び第二十六条の九において「事務所等」という。）の所在地

四 その他参考となるべき事項

2 法第五十七条の二第八項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号（法第五十七条の二第四項の登録番号をいう。以下この条及び第二十六条の九第一項第三号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号）

二 変更の内容

三 その他参考となるべき事項

3 法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号）

二 法第五十七条の二第一項の登録の取消しを求める旨

三 その他参考となるべき事項

4 法第五十七条の三第一項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

二 死亡した個人事業者の氏名、納税地及び登録番号

三 当該個人事業者が死亡した年月日

四 その他参考となるべき事項

（特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類）

第二十六条の三 令第七十条の三に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理（法第五十七条の二第五項第二号イに規定する税務代理をいう。）の権限を有することを証する書面（同条第六項第二号ハに規定する書面をいう。）
- 二 その他参考となるべき書類

（事業を開始した日の属する課税期間等の範囲）

第二十六条の四 令第七十条の四に規定する財務省令で定める課税期間は、次に掲げる課税期間とする。

- 一 事業者（法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間
- 二 法人が合併（合併により法人を設立する場合を除く。）により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた被合併法人の事業を承継した場合における当該合併があつた日の属する課税期間
- 三 法人が吸収分割により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた分割法人の事業を承継した場合における当該吸収分割があつた日の属する課税期間

（適格請求書等の交付義務の特例に係る組合に準ずるものの範囲等）

第二十六条の五 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第七十二条の六（法人格）に規定する農事組合法人並びに同号ロに規定する組合に準ずるものであつて、中小企業等協同組合法第三条第一号（種類）に規定する事業協同組合及び当該事業協同組合をもつて組織する同条第三号に規定する協同組合連合会とする。

2 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定める方法は、同号ロに規定する組合による同号ロに規定する農林水産物の譲渡の対価の額に係る当該組合の組合員その他の構成員に対する精算につき、一定の期間における当該農林水産物の譲渡に係る対価の額を当該農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもつて算出した金額を基礎として行う方法とする。

（適格請求書等の交付が著しく困難な課税資産の譲渡等）

第二十六条の六 令第七十条の九第二項第三号に規定する財務省令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等とする。

- 一 自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等

- 一 税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理（法第五十七条の二第五項第二号イに規定する税務代理をいう。）の権限を有することを証する書面（同条第六項第二号ハに規定する書面をいう。）
- 二 その他参考となるべき書類

（事業を開始した日の属する課税期間等の範囲）

第二十六条の四 令第七十条の四に規定する財務省令で定める課税期間は、次に掲げる課税期間とする。

- 一 事業者（法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間
- 二 法人が合併（合併により法人を設立する場合を除く。）により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた被合併法人の事業を承継した場合における当該合併があつた日の属する課税期間
- 三 法人が吸収分割により法第五十七条の二第一項の登録を受けていた分割法人の事業を承継した場合における当該吸収分割があつた日の属する課税期間

（適格請求書等の交付義務の特例に係る組合に準ずるものの範囲等）

第二十六条の五 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第七十二条の六（法人格）に規定する農事組合法人並びに同号ロに規定する組合に準ずるものであつて、中小企業等協同組合法第三条第一号（種類）に規定する事業協同組合及び当該事業協同組合をもつて組織する同条第三号に規定する協同組合連合会とする。

2 令第七十条の九第二項第二号ロに規定する財務省令で定める方法は、同号ロに規定する組合による同号ロに規定する農林水産物の譲渡の対価の額に係る当該組合の組合員その他の構成員に対する精算につき、一定の期間における当該農林水産物の譲渡に係る対価の額を当該農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもつて算出した金額を基礎として行う方法とする。

（適格請求書等の交付が著しく困難な課税資産の譲渡等）

第二十六条の六 令第七十条の九第二項第三号に規定する財務省令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等とする。

- 一 自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等

のうち当該課税資産の譲渡等に係る法第五十七条の四第一項第四号に規定する税込価額が三万円未満のもの

二 法別表第二第四号イに規定する郵便切手類のみを対価とする郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第一条（この法律の目的）に規定する郵便の役務及び貨物の運送（同法第三十八条第一項（郵便差出箱の設置）に規定する郵便差出箱に差し出された郵便物及び貨物に係るものに限る。）

（媒介者等における適格請求書の写し等の保存）

第二十六条の七 媒介者等（令第七十条の十二第一項に規定する媒介者等をいう。次項及び第三項において同じ。）は、同条第一項の規定により交付した適格請求書等（同項に規定する適格請求書等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の写し又は提供した適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録（法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）を整理し、その交付し、又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存しなければならない。

2 令第七十条の十二第一項の規定により適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した媒介者等は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電磁的記録を保存する媒介者等は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

4 第一項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存（同項の規定による電磁的記録の保存を除く。）は、財務大臣の定める方法に

のうち当該課税資産の譲渡等に係る法第五十七条の四第一項第四号に規定する税込価額が三万円未満のもの

二 法別表第二第四号イに規定する郵便切手類のみを対価とする郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第一条（この法律の目的）に規定する郵便の役務及び貨物の運送（同法第三十八条第一項（郵便差出箱の設置）に規定する郵便差出箱に差し出された郵便物及び貨物に係るものに限る。）

（媒介者等における適格請求書の写し等の保存）

第二十六条の七 媒介者等（令第七十条の十二第一項に規定する媒介者等をいう。次項及び第三項において同じ。）は、同条第一項の規定により交付した適格請求書等（同項に規定する適格請求書等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の写し又は提供した適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録（法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）を整理し、その交付し、又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存しなければならない。

2 令第七十条の十二第一項の規定により適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した媒介者等は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電磁的記録を保存する媒介者等は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

4 第一項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存（同項の規定による電磁的記録の保存を除く。）は、財務大臣の定める方法に

よることができる。

(適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法)

第二十六条の八 法第五十七条の四第六項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

2 令第七十条の十三第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により法第五十七条の四第六項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り)を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、令第七十条の十三第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

(業務執行組合員による適格請求書等の交付の届出書の記載事項等)

第二十六条の九 令第七十条の十四第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。)、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)
- 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地
- 三 当該任意組合等の全ての組合員の氏名又は名称及び登録番号
- 四 当該任意組合等の事業の内容及び存続期間
- 五 その他参考となるべき事項

2 令第七十条の十四第三項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)
- 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地

よることができる。

(適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法)

第二十六条の八 法第五十七条の四第六項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

2 令第七十条の十三第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により法第五十七条の四第六項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り)を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、令第七十条の十三第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

(業務執行組合員による適格請求書等の交付の届出書の記載事項等)

第二十六条の九 令第七十条の十四第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。)、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)
- 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地
- 三 当該任意組合等の全ての組合員の氏名又は名称及び登録番号
- 四 当該任意組合等の事業の内容及び存続期間
- 五 その他参考となるべき事項

2 令第七十条の十四第三項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)
- 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地

三 変更の内容

四 その他参考となるべき事項

3 令第七十条の十四第四項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地
- 三 当該任意組合等の清算が終了した年月日
- 四 その他参考となるべき事項

第二十七条第一項第一号ハ中「内容」の下に「（当該資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）」を加え、同号ニ中「資産の譲渡等の」を「税率の異なるごとに区分した資産の譲渡等の」に改め、同項第三号ハ中「内容」の下に「（当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、仕入れに係る対価の返還等の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨）」を加え、同項第五号ハ中「内容」の下に「（当該貸倒れに係る課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）」を加え、同号ニ中「貸倒れ」を「税率の異なるごとに区分した貸倒れ」に改め、同条第二項中「法第三十条第九項第一号」を「令第七十条の十一」に改め、同条第三項中「課税資産の譲渡等」の下に「（軽減対象課税資産の譲渡等に該当するものを除く。）」を、「課税資産の譲渡等」の下に「と軽減対象課税資産の譲渡等（法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類、ごとの軽減対象課税資産の譲渡等）」を加え、「に区分」を「とにそれぞれ区分」に改め、同条第六項中「保存すべき書類」を「帳簿の記載事項等」に改める。

第二十七条の二中「第七十一条の二第一項第一号、第三号又は第四号」を「第七十一条の二第一項各号」に、「又は第十五条の四第四項」を「第十五条の五第二項、第二十六条の七第三項又は第二十六条の八第

三 変更の内容

四 その他参考となるべき事項

3 令第七十条の十四第四項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
- 二 届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地
- 三 当該任意組合等の清算が終了した年月日
- 四 その他参考となるべき事項

第二十七条第一項第一号ハ中「内容」の下に「（当該資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）」を加え、同号ニ中「資産の譲渡等の」を「税率の異なるごとに区分した資産の譲渡等の」に改め、同項第三号ハ中「内容」の下に「（当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、仕入れに係る対価の返還等の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨）」を加え、同項第五号ハ中「内容」の下に「（当該貸倒れに係る課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）」を加え、同号ニ中「貸倒れ」を「税率の異なるごとに区分した貸倒れ」に改め、同条第二項中「法第三十条第九項第一号」を「令第七十条の十一」に改め、同条第三項中「課税資産の譲渡等」の下に「（軽減対象課税資産の譲渡等に該当するものを除く。）」を、「課税資産の譲渡等」の下に「と軽減対象課税資産の譲渡等（法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類、ごとの軽減対象課税資産の譲渡等）」を加え、「に区分」を「とにそれぞれ区分」に改め、同条第六項中「保存すべき書類」を「帳簿の記載事項等」に改める。

二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 省 略

三 第一条中消費税法施行規則第一条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第六条に一項を加える改正規定、同令第十二条の改正規定（同条第七項の改正規定を除く。）、同令第十五条第一項第一号の改正規定、同令第十五条の四の改正規定、同条を同令第十五条の七とする改正規定、同令第十五条の三の改正規定（「第五十条第一項に」を「第五十条第一項ただし書に」に改める部分を除く。）、同条を同令第十五条の六とする改正規定、同令第十五条の二の次に三条を加える改正規定、同令第十七条第五項の改正規定、同令第二十一条第三項第一号及び第二十二條第四項第一号の改正規定、同令第二十六條の次に八条を加える改正規定、同令第二十七條の改正規定（同条第六項の改正規定を除く。）、同令第二十七條の二の改正規定並びに同令第二十九條の改正規定（「第十条の四」の下に「第十条の六第一項」を加える部分及び「及び第十条の四」を「第十条の四及び第十條の六第一項」に改める部分を除く。）並びに第三条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）附則第二条及び第三条の改正規定 令和五年十月一日

(購入者誓約書等の保存等に関する経過措置)

第二条 令和二年三月三十一日までに消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号。次項において「改正令」という。）第一条の規定による改正前の消費税法施行令（同項において「旧令」という。）第十八条第二項第一号の規定により提出を受けた同号口に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類（同条第三項の規定により提供を受けた電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び第三項において同じ。）を含む。次項にお

附 則

(施行期日)

第一条 同上

一・二 同 上

三 第一条中消費税法施行規則第一条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第六条に一項を加える改正規定、同令第十二条の改正規定（同条第七項の改正規定を除く。）、同令第十五条第一項第一号の改正規定、同令第十五条の四の改正規定、同条を同令第十五条の七とする改正規定、同令第十五条の三の改正規定（「第五十条第一項に」を「第五十条第一項ただし書に」に改める部分を除く。）、同条を同令第十五条の六とする改正規定、同令第十五条の二の次に三条を加える改正規定、同令第十七条第五項の改正規定、同令第二十一条第三項第一号及び第二十二條第四項第一号の改正規定、同令第二十六條の次に八条を加える改正規定、同令第二十七條の改正規定（同条第六項の改正規定を除く。）、並びに同令第二十九條の改正規定（「第十条の四」の下に「第十条の六第一項」を加える部分及び「及び第十條の四」を「第十条の四及び第十條の六第一項」に改める部分を除く。）並びに第三条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）附則第二条及び第三条の改正規定 令和五年十月一日

(購入者誓約書等の保存等に関する経過措置)

第二条 令和二年三月三十一日までに消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号。次項において「改正令」という。）第一条の規定による改正前の消費税法施行令（同項において「旧令」という。）第十八条第二項第一号の規定により提出を受けた同号口に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類（同条第三項の規定により提供を受けた電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）を含む。次項において同じ。

いて同じ。)及び同条第二項第二号イの規定により提出を受けた同号イに規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類(同条第三項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。次項において同じ。)に係る第一条の規定による改正前の消費税法施行規則(次項において「旧規則」という。)第七条の規定による保存については、なお従前の例による。

2 省 略

3 消費税法第五十九条の二第一項の規定は、前二項の規定によりなお

従前の例により保存することとされている電磁的記録に記録された事項について適用する。

及び同条第二項第二号イの規定により提出を受けた同号イに規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類(同条第三項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。次項において同じ。)に係る第一条の規定による改正前の消費税法施行規則(次項において「旧規則」という。)第七条の規定による保存については、なお従前の例による。

2 同 上

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中消費税法施行規則第五条第一項第二号の改正規定、同令第十五条の四第一項第一号チの改正規定、同項第二号の改正規定及び同令第十六条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和三年十月一日

二 第一条中消費税法施行規則第七条第二項の改正規定、同令第十条の六第二項の改正規定、同令第十五条の四第三項の改正規定、同令第二十三条の四第一項の改正規定、同条第六項の改正規定及び同令第二十七条の次に二条を加える改正規定並びに第二条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条（見出しを含む。）の改正規定 令和四年一月一日

(輸出取引等の証明に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の消費税法施行規則（次条において「新規則」という。）第五条第一項第二号及び第十六条第二項の規定は、令和三年十月一日以後にする同号に規定する輸出として行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は同項に規定する資産の輸出に係る証明について適用し、同日前にした第一条の規定による改正前の消費税法施行規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項第二号に規定する輸出として行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は旧規則第十六条第二項に規定する資産の輸出に係る証明については、なお従前の例による。

(本人確認書類の範囲等に関する経過措置)

第三条 新規則第十五条の四第一項第一号チ及び第二号の規定は、令和三年十月一日以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う課税仕入れ（同法第三十条第十一項に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、なお従前の例による。